

日本赤十字社定款

昭和27年10月31日
本 達 甲 第 3 号

[厚生大臣認可]

沿革	昭和31年4月1日本達甲第1号	昭和32年4月5日本達甲第1号
	昭和38年6月20日本達甲第1号	昭和39年5月28日本達甲第3号
	昭和39年12月14日本達甲第5号	昭和40年4月26日本達甲第4号
	昭和43年3月21日本達甲第1号	昭和46年4月1日本達甲第4号
	昭和47年5月15日本達甲第3号	昭和49年11月7日本達甲第8号
	昭和50年4月1日本達甲第5号	昭和51年4月1日本達甲第4号
	昭和52年4月1日本達甲第1号	昭和54年3月30日本達甲第4号
	昭和55年3月15日本達甲第2号	昭和61年4月1日本達甲第7号
	平成元年4月1日本達甲第1号	平成4年3月31日本達甲第3号
	平成13年6月1日本達甲第1号	平成13年10月23日本達甲第4号
	平成14年3月27日本達甲第3号	平成15年3月24日本達甲第2号
	平成16年7月8日本達甲第2号	平成28年6月22日本達甲第3号
	令和4年3月31日本達甲第4号	

日本赤十字社定款を別冊のとおり改正する。

(別冊)

日本赤十字社定款

目次

- 第1章 総則（第1条―第10条）
- 第2章 会員等（第11条―第18条）
- 第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与（第19条―第21条）
- 第4章 役員及び理事会等（第22条―第34条の2）
- 第5章 代議員及び代議員会（第35条―第46条）
- 第6章 業務及びその執行（第47条―第53条）
- 第7章 資産及び会計（第54条―第60条）
- 第8章 支部（第61条―第77条）

附則

第1章 総則

- 第1条** 本社は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基いて設立された法人とする。
- 第2条** 本社は、日本赤十字社と称する。
- 第3条** 本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。
- 第4条** 本社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努める。
- 第5条** 本社は、赤十字の基本的原則に従いその自主性を堅持して運営する。
- 第6条** 本社の標章は、白地赤十字とする。
- 第7条** 本社は、主たる事務所を東京都港区芝大門一丁目1番3号に置く。
- 第8条** 本社の公告は、社長の指定する本社発行の定期刊行物又は電子公告によって行うほか、官報に掲載して行う。
- 第9条** この定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けて行う。
- 第10条** 本社は、法律によるものでなければ解散しない。

第2章 会員等

- 第11条** 本社は会員及び協力会員を置く。
- (1) 会員 本社の目的に賛同し、運営に参画する個人又は法人
 - (2) 協力会員 会員以外の者であつて、本社の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体
- 2 会員をもって日本赤十字社法上の社員とする。
- 3 協力会員に関する事項は、別に規則をもって定める。
- 第12条** 何人も、会員となるにつき、及び会員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別されることがない。
- 第13条** 会員として加入しようとする者は、別に定める規則に従つて、その申込をしなければならない。
- 2 社長又は支部長が本社の業務に特別な貢献があると認めた者は、前項の規定にかかわらず、会員とすることができる。
- 第14条** 会員は、何時でも脱退することができる。
- 2 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。
- (1) 死亡（法人の場合にあつては、解散）
 - (2) 会費（日本赤十字社法の社費をいう。以下同じ。）の未納額が第16条第1項に定める額の2倍に達したこと。
 - (3) 除名
- 3 除名は、次の各号の一に該当する会員につき、代議員会の議決によってこれを行うことができる。この場合においては、その代議員会の会日から7日前までに、その会

員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本社の名誉をき損した会員

(2) 本社の信用をき損し、又は本社の業務を妨げる行為をした会員

4 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

第15条 会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) 日本赤十字社法及びこの定款の定めるところにより、本社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。

(2) 毎事業年度の本社の業務及び収支決算の報告を受けること。

(3) 本社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

2 法人が会員となった場合は、前項に規定する会員の権利（役員に選出される権利を除く。）は、その法人を代表する役員が行う。

3 第1項第2号の報告は、公告をもって、代えることができる。

第16条 会員は、会費として年額2,000円以上を納めるものとする。

2 第13条第2項の規定により会員となった者は、前項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

第17条 多額の会費を納めた会員又は本社の業務について特別の功労のあった会員に対しては別に定める規則により、特別社員の称号をおくる。

2 本社に重要な関係があると認められる会員に対しては、理事会の議決を経て、名誉社員の称号をおくり、別に定める規則により、名誉社員章を交付する。

第18条 会員又はその他の者であって本社の業務について著しい功労のあった者に対しては、別に定める規則により、有功章をおくる。

2 前項の規定により有功章をおくられた会員は、第16条第1項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与

第19条 本社は、皇后陛下を名誉総裁に奉戴する。

第20条 本社は、皇族を名誉副総裁に推戴する。

第21条 本社に、顧問及び参与を置き、社長が委嘱する。

2 顧問及び参与は、本社の重要な業務につき、社長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第4章 役員、理事会等

第22条 本社に、役員として、社長1人、副社長2人以内、理事6人及び監事3人を置く。

第23条 社長は、本社を代表し、その業務を総理する。

2 副社長は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長を補佐して本社の業務

を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長及び副社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長及び副社長にともに事故があるときはその職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本社の業務を監査する。

第24条 社長、副社長及び監事は、会員の中から、代議員会において、選出する。

2 理事のうち、47人は、各支部1人の割をもって代議員の中から、14人は、本社の業務に関し特に関係のある者であつて会員であるものの中から、代議員会において、選出する。

第25条 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1カ月以内にこれを補充しなければならない。

第26条 役員の任期は、3年とする。

2 代議員の中から選出された理事は、代議員でなくなっても、前項の任期中、なおその職にあるものとする。

第27条 役員は、他の役員又は有給職員と兼ねてはならない。

第28条 役員は、名誉職とする。

2 常時勤務する役員には、勤務に相当する報酬を給することができる。

第29条 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任を議決することができる。

2 前項の場合においては、その会日から7日前までに、その役員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

第30条 日本赤十字社法第38条（解任勧告）の規定に基き、厚生労働大臣より本社の役員についてその解任の勧告があつた場合には、すみやかに代議員会の議に付さなければならない。

第31条 社長、副社長及び理事をもって理事会を構成し、理事会は、本社の重要な業務の執行について審議する。

2 理事会は、社長が招集し、社長がその議長となる。

3 理事会は、理事会を構成する役員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会に出席しない者でも、文書をもって他の出席した理事会を構成する役員に委任したときは、前項の適用については、出席とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 左に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。但し、定例に属する事項は、この限りでない。

- (1) 代議員会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 1件につき金額1億円以上の借入金（短期借入金を除く。）
- (4) 1件につき金額5,000万円以上の不動産の処分
- (5) 重要な契約又は協約
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第33条 理事会に、常任理事会を置き、業務執行上の重要な方針等の審議及び執行会議の監督を行う。

- 2 常任理事会は、社長、副社長及び理事13人以内をもって構成する。
- 3 常任理事会の理事は、理事の互選とする。
- 4 常任理事会の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。

第33条の2 理事会に、執行会議を置き、左に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会において委任した事項
- (2) 本社の業務の執行に係る事項
- 2 執行会議は、社長、常時勤務する副社長及び常時勤務する理事5人以内をもって構成する。
- 3 執行会議の理事は、第24条第2項において規定する14人の中から理事会が指名する。
- 4 執行会議の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。
- 5 理事会は、第1項の規定により執行会議に委任した事項については、執行会議の議決をもって理事会の議決とすることができる。

第34条 この定款に規定する事項のほか、理事会、常任理事会及び執行会議の運営に関する事項は、理事会で定める。

第34条の2 多年社長の職にあって、本社の事業について、著しい功労のあった者に対しては、代議員会の議決を経て、名誉社長の称号をおくることができる。

第5章 代議員及び代議員会

第35条 本社に代議員会を置く。

- 2 代議員の定数は、223人とする。
- 3 代議員会は、会員の中から選出された代議員をもって組織する。

第36条 代議員は、各支部の評議員会において選出する。

- 2 各支部の評議員会において選出すべき代議員の数は、別表第1のとおりとする。

第37条 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

- (1) 収支予算

- (2) 事業計画
- (3) 収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 名誉副総裁の推戴
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第38条 代議員の任期は、3年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条 代議員は、有給職員と兼ねてはならない。

第40条 代議員は名誉職とする。

第41条 代議員会は、少くとも毎年1回社長が招集し、社長がその議長となる。

2 監事又は代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、30日以内に代議員会を招集しなければならない。

第42条 代議員会を招集するときは、会日の少くとも5日前に会議の目的たる事項を通知しなければならない。但し、緊急の場合に際し代議員会を招集する場合においては、この限りでない。

第43条 代議員会は、代議員2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 代議員会に出席しない者でも、文書をもって、議案に対して賛否の意見を提出し、又は文書をもって他の出席した代議員に委任したときは、前項及び第45条の規定の適用については、出席とみなす。

3 第29条又は第30条の規定による議決をなす場合には、前項の規定は、適用しない。

第44条 同一議案につき再度代議員会を招集した場合又は緊急の場合に際し代議員会を招集した場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、会議を開くことができる。

第45条 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第46条 社長は、特別の事情があるときは、代議員会を招集しないで、代議員に議案を送付し、文書をもって賛否の意見を徴し、会議に代えることができる。

第6章 業務及びその執行

第47条 本社は、第3条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 戦時、事変等において、赤十字に関する諸条約に基き、戦傷病者の救護、捕虜抑留者の援護及び文民の保護に従事すること。
- (2) 地震、火災、風水害その他の非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業

を行うこと。

(4) 前各号に掲げる業務のほか、第3条の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第48条 本社は、前条の業務を遂行するため、左に掲げる事業を行う。

(1) 救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備すること。

(2) 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業を行うこと。

(3) 病院及び診療所を経営すること。

(4) 血液センターの経営その他血液事業の普及発達を図ること。

(5) 不慮の事故や急病に対する応急の手当等の方法を普及し、その指導を行うこと。

(6) 高齢者の健康増進と自立を促進するための介護の方法を普及するほか、巡回診療その他による保健指導を行うこと。

(7) 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及を行うこと。

(8) 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設を経営すること。

(9) 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設を経営すること。

(10) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること。

(11) 赤十字精神の普及並びに社旨の普及宣伝を行うこと。

(12) その他前条の業務に関連して必要と認められる事業

第49条 本社は、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保する。

2 前項の救護員の確保は、一定の計画に基き、必要な要員を登録して行う。

3 救護員の委嘱その他救護員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第50条 本社は、前条第1項の救護員を確保するために、看護師を養成し、必要があるときは、医師その他の特殊技能者を養成する。

2 前項の養成は、別に定める規則により、学資その他を負担して本社の目的、特に本社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

第51条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事した場合においては、別に定める規則により、その実費を弁償する。

第52条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、別に定める規則により扶助金を支給する。

第53条 本社は、その業務を執行するため、必要な職員を置く。

2 職員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第7章 資産及び会計

第54条 本社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第55条 本社の資産は、左に掲げるものより成る。

- (1) 本社の所有する動産及び不動産
- (2) 会費、事業収入及び寄附金品
- (3) 委託収入及び補助金
- (4) 資産より生ずる収入
- (5) その他の収入

第56条 本社の会計を分けて一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、本社が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、設置するものとする。

第57条 歳入歳出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

第58条 本社に、非常の場合に処するため、特別準備基金を設置する。

- 2 特別準備基金は、他の資産と区別して管理し、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務のために要する経費に充てる場合を除いて、これを運用し、費消し、又は流用してはならない。

第59条 本社は、代議員会の議決を経て、特別の用途に充てるため資金を積み立てることができる。

第60条 資産の管理、処分その他については、別に規則をもって定める。

第8章 支部

第61条 本社は、都道府県の区域に支部を置き、その都道府県名を冠称する。

- 2 支部の下部機関として、福祉事務所（市及び都の区の区域を所管する福祉事務所を除く。）の所管区域並びに市（地区本部を置く市を除く。）及び都又は市の区（以下「区」という。）の区域に地区を、町村の区域に分区を置き、それぞれその地方名を冠称する。但し、特別の事情があるときは、本文の区域によらないで別に区域を定めて地区を置き、又は市（地区本部を置く市を除く。）若しくは区の区域につき区域を分けて、その区域ごとに分区を置くことができる。

- 3 政令指定都市（地方自治法第252条の19に規定する指定都市をいう。）に、前項の規定による地区を総轄するため、地区本部を置き、その市名を冠称する。

第62条 支部に、支部長1人、副支部長3人以内及び監査委員3人以内を置く。

- 2 支部長は、支部の業務を管理する。
- 3 副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行し、支部長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監査委員は、支部及びその下部機関における業務の管理、執行及び会計を監査する。

第63条 支部に、支部顧問及び支部参与を置くことができる。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第64条 支部長、副支部長及び監査委員は、支部の区域内における会員の中から評議員会において選出した者につき、社長が委嘱する。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の推薦により社長が委嘱する。

第65条 監査委員は、支部長、副支部長又は有給職員と兼ねてはならない。

第66条 支部に、支部の業務につき協賛を求めるため、協賛委員を置き、支部長が委嘱する。

第67条 地区本部に、地区本部長1人及び副地区本部長2人以内を置く。

2 地区に、地区長1人及び副地区長2人以内を置く。

3 分区に、分区長1人及び副分区長2人以内を置く。

第68条 地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長及び副分区長は、各当該区域内における会員の中から、支部長の推薦により、社長が委嘱する。

2 地区本部長、地区長及び分区長は、各当該区域内における業務を掌る。

3 副地区本部長、副地区長及び副分区長は、それぞれ地区本部長、地区長又は分区長の定めるところにより、地区本部長、地区長又は分区長を補佐し、地区本部長、地区長又は分区長に事故があるときはその職務を代行し、その欠員のときはその職務を行う。

第69条 支部長、副支部長及び監査委員の任期は、3年とする。

第70条 支部に、評議員会を置く。

2 評議員会は、支部の区域内における会員（法人が会員となった場合は、その法人を代表する役員）の中から選出された評議員をもって組織する。

3 評議員会は、支部長が必要があると認めた場合に招集し、支部長がその議長となる。

第71条 評議員会は、支部の重要な業務について、審議し、又は支部長の諮問に答えるほか、代議員、支部長、副支部長及び監査委員の選出にあたる。

第72条 評議員の定数は、別表第2のとおりとする。但し、支部の事情により社長において特に必要があると認めたときは、定数を増加することができる。

第73条 評議員は、各地区の区域において、選出する。但し、必要がある場合は、評議員の定数の5分の1をこえない評議員につき、地区の区域によらないで、支部の業務に関係のある者であつて会員であるものの中から、支部長が選出することができる。

2 各地区の区域において選出すべき評議員の数及び前項但書の規定により選出すべき評議員の数は、支部長が定める。

3 前2項の規定により選出すべき評議員の数は、一般選出を行う場合でなければ、これを増減することができない。

第74条 各地区の区域において選出すべき評議員は、市若しくは区の地区又は各分区における会員の中から選出する。

2 前項の規定による選出に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

第75条 評議員の任期は、3年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任

期間とする。

第76条 支部長、副支部長、監査委員、支部顧問、支部参与、地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長、副分区長及び評議員並びに協賛委員は、名誉職とする。

第77条 この定款で定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。但し、この定款施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）の定款は、旧法人が日本赤十字社法による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるまでの間、旧法人に関しなおその効力を有するものとする。

【註】 「認可の日」＝昭和27年10月31日

- 2 組織変更の際に選出すべき評議員の選出に関する第8章の規定の適用については、同章中支部、地区、分区、社長及び支部長とあるのは、それぞれ旧法人の支部、委員部、分区、社長及び支部長と読み替えるものとする。
- 3 組織変更の際における第74条第1項の規定による評議員推薦委員の選出に関し必要な事項は、同条第2項の規定にかかわらず、旧法人の社長が定める。
- 4 旧法人の正社員、終身正社員、特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第13条第1項の規定による社員とする。但し、終身正社員、特別社員又は名誉社員であった者は、第16条第1項の規定による社費を納めないことができる。
- 5 旧法人の特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第17条の規定による特別社員又は名誉社員の称号をおくったものとする。
- 6 旧法人の業務運営上の諸規程は、この定款に抵触するものを除き、新法人の業務運営上の諸規程が施行されるまでの間、それぞれ有効とする。

附 則 [昭和38年6月20日本達甲第1号]

この定款は、昭和38年6月20日から施行する。

附 則 [昭和39年5月28日本達甲第3号]

この改正による改正後の規定は、認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和39年5月28日

附 則 [昭和39年12月14日本達甲第5号]

この改正による改正後の規定は、昭和39年12月14日から施行する。

附 則〔昭和40年4月26日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、昭和40年4月26日から施行する。

附 則〔昭和43年3月21日本達甲第1号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和43年3月21日

附 則〔昭和46年4月1日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和46年4月1日

附 則〔昭和47年5月15日本達甲第3号〕

この改正による改正後の規定は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則〔昭和49年11月7日本達甲第8号〕

- 1 この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和49年11月7日

附 則〔昭和50年4月1日本達甲第5号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和50年4月1日

附 則〔昭和51年4月1日本達甲第4号〕

- 1 この変更の規定は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この変更の規定の施行の際、現に沖縄県支部の支部長、副支部長及び監査委員並びに地区長、副地区長、分区長及び副分区長の職にある者については、なお従前の例による。

附 則〔昭和52年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、昭和52年4月1日から施行する。但し、第7条の改正規定は、昭和52年4月20日から施行する。

附 則〔昭和54年3月30日本達甲第4号〕

この変更の規定は、昭和54年4月1日から施行する。

但し、第17条の改正規定は昭和54年10月1日から施行する。

附 則〔昭和55年3月15日本達甲第2号〕

この変更の規定は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則〔昭和61年4月1日本達甲第7号〕

- 1 この変更の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和61年4月1日

- 2 この定款施行の際現に社員である者が納める社費の年額は、変更後の第16条の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成元年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則〔平成4年3月31日本達甲第3号〕

この変更の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平成13年6月1日本達甲第1号〕

この変更は、平成13年6月1日から施行し、変更後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則〔平成13年10月23日本達甲第4号〕

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月27日本達甲第3号〕

この変更は、平成14年3月27日から施行し、変更後の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則〔平成15年3月24日本達甲第2号〕

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔平成16年7月8日本達甲第2号〕

この変更は、平成16年10月1日から施行する。

附 則〔平成28年6月22日本達甲第3号〕

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この変更の施行の日の前日に社員である者（社費の未納額が、毎年納めるべき額の3倍に達している者を除く。）は、この変更の施行の日から起算して1年を経過する日（その日までに変更後の第13条第1項又は第2項の規定により会員として加入することが認められた場合には、当該日）までの間は、会員とみなす。

附 則〔令和４年３月31日本達甲第４号〕

この変更は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１

北海道支部	１１人	石川県支部	３人	岡山県支部	５人
青森県支部	３人	福井県支部	２人	広島県支部	６人
岩手県支部	４人	山梨県支部	２人	山口県支部	４人
宮城県支部	４人	長野県支部	６人	徳島県支部	２人
秋田県支部	４人	岐阜県支部	４人	香川県支部	３人
山形県支部	４人	静岡県支部	７人	愛媛県支部	４人
福島県支部	６人	愛知県支部	９人	高知県支部	２人
茨城県支部	６人	三重県支部	４人	福岡県支部	９人
栃木県支部	５人	滋賀県支部	２人	佐賀県支部	２人
群馬県支部	５人	京都府支部	５人	長崎県支部	４人
埼玉県支部	６人	大阪府支部	９人	熊本県支部	５人
千葉県支部	６人	兵庫県支部	９人	大分県支部	３人
東京都支部	１３人	奈良県支部	２人	宮崎県支部	３人
神奈川県支部	６人	和歌山県支部	３人	鹿児島県支部	５人
新潟県支部	７人	鳥取県支部	２人	沖縄県支部	２人
富山県支部	３人	島根県支部	２人		

別表第２

北海道支部	４５人	石川県支部	２０人	岡山県支部	２５人
青森県支部	２５人	福井県支部	２０人	広島県支部	３０人
岩手県支部	２５人	山梨県支部	２０人	山口県支部	２５人
宮城県支部	２５人	長野県支部	３０人	徳島県支部	２０人
秋田県支部	２５人	岐阜県支部	２５人	香川県支部	２０人
山形県支部	２５人	静岡県支部	３５人	愛媛県支部	２５人
福島県支部	３０人	愛知県支部	４０人	高知県支部	２０人
茨城県支部	３０人	三重県支部	２５人	福岡県支部	４０人
栃木県支部	２５人	滋賀県支部	２０人	佐賀県支部	２０人
群馬県支部	２５人	京都府支部	３０人	長崎県支部	２５人
埼玉県支部	３０人	大阪府支部	４５人	熊本県支部	３０人
千葉県支部	３０人	兵庫県支部	４０人	大分県支部	２５人
東京都支部	６０人	奈良県支部	２０人	宮崎県支部	２５人
神奈川県支部	３５人	和歌山県支部	２０人	鹿児島県支部	３０人

新潟県支部	30人	鳥取県支部	20人	沖縄県支部	20人
富山県支部	25人	島根県支部	20人		